

承諾書

～保育料等の滞納に係る児童手当支給における承諾書の提出について～

平成24年4月の児童手当法の改正により、保育料等に滞納がある場合には、支払われる児童手当から保育料等を納付していただくこととなりました。それに伴い、申込時に、あらかじめすべての方に、その旨の承諾をお願いしております。保護者の皆様には、大変お手数をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い致します。

保育料等を滞納している世帯における申込み(異動願等)については、入園等の選考に際し、不利となる場合があります。また、保育料等に滞納がある場合、稲敷市では児童手当から納入していただくこととなりますが、これによる完納が見込めない場合、預貯金や給与、財産差し押さえ等滞納処分の対象となります。

令和 年 月 日

稲敷市長 殿

私は、保育施設等の入園にあたり、次の事項に承諾します。

- 1 児童手当の支給認定等の情報を調査・確認すること。
- 2 保育施設の保育料等の滞納があったときは、支給された児童手当から未納分の保育料等を支払うこと

承諾期間：保育施設等の入園月から小学校就学始期まで

記

住 所 稲敷市

氏名 (保護者)

㊞

氏名 (保護者)

㊞

入園児童氏名

(平成 年 月 日生)

(注)児童の保護者と児童手当の受給者が相違している場合は、児童手当の受給者が養育義務があるとみなして、この承諾書は有効といたします。